

2017年11月14日（火）

11期生・12期生のみなさんへ

日本学生支援機構から、緊急の連絡がありました。

給付型奨学生の追加募集です。

○申込資格：次の①～③のいずれかに該当すること。

①家計支持者が住民税（市区町村民税）所得割を課されていないこと
→平成29年度（平成28年分）の課税証明書に記載の市区町村民税の所得割が0円であることが必要ですが、均等割額が0円である必要はありません。

②生活保護を受給している世帯であること。（奨学金申込日現在において保護費を受給していること。）

③社会的養護を必要とする者。児童福祉法上の措置として施設等に入所していること。（詳細は質問に応じます。）

○学校で1名です。

希望者が複数の場合は、選考を行います。

○質問がある場合は、至急 嶋田 までご連絡ください。

★申込を希望する人は、11月16日（木）の12時までに、嶋田 まで連絡してください。所得に関することは保護者の方に確認をとり、よく相談してください。

奨学金担当 嶋田
（2階職員室）